

クロスボーダー・シンジケートローンの英文契約書解説  
およびFAQ(よくある質問集)のJSLA会員向け公表にあたって

海外の企業に対し、本邦の金融機関がシンジケート団を組成して貸出を行うクロスボーダー・シンジケートローンは、今後の成長が期待される取引分野ですが、契約書や事務などにおいて、国内案件とは異なる、固有の留意すべき点があります。

そして、これらの留意点への理解が十分でないことは、クロスボーダー案件への取組みの障害となりえます。

こうした認識から、当協会はワーキンググループを設置して、以下の成果物を作成し、この度、JSLA 会員向けに公表いたします。

公表する成果物が、会員の皆様がクロスボーダー案件をご検討される際の一助となれば幸いです。

(1) 英文契約書解説

「日本ローン債権市場協会推奨の『タームローン契約書』・『リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書』と、英文契約書・海外法準拠契約書の比較」  
(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に作成していただきました。)

(2) FAQ(よくある質問集)

「クロスボーダー・シンジケートローン案件において質問されることが多い項目について」

平成 23 年 12 月

業務委員会 クロスボーダー・シンジケートローン・ワーキンググループ

WG リーダー

三菱東京 UFJ 銀行

WG メンバー

あおぞら銀行、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、伊予銀行、大分銀行

オリックス、滋賀銀行、静岡銀行、信金中央金庫

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン、住友信託銀行、第一生命保険

中央三井信託銀行、中国銀行、日本格付研究所、農林中央金庫

野村キャピタル・インベストメント、八十二銀行、BNP パリバ銀行

ブルームバーグ L.P.、北陸銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行

三菱 UFJ 信託銀行